

# 入札公告

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る受付等事務処理労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年3月3日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

ア 件名 福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る受付等事務処理労働者派遣業務委託

イ 派遣人数 最大2名

ウ 派遣労働者1名当たりの業務従事予定時間数

① 通常時：1,953時間（12月×21日×7.75時間）

② 時間外：6時間（12月×0.5時間）

③ 県内出張：10回

### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 履行場所

福島県商工労働部 経営金融課分室（福島県福島市杉妻町2番16号 西庁舎1階）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 福島県内に本社又は営業所等を有し、かつ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けて

いる者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。

- (6) この公告の日から過去5年以内において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の会計事務（補助金等の事務をいう。）について、当該事務処理業務に係る労働者を派遣し、当該業務に係る請負について、業務実施に際し外部機関（出張等を含む）での業務遂行等を含む契約を受託した実績がある者であり、これらを全て誠実に履行（契約履行中のものは含まない）した事を証明できる者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付して、次に掲げる期限までに郵送又は持参により次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

#### (1) 提出期限

公告の日から令和8年3月10日（火）午後5時15分まで（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### (2) 提出場所

〒 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 西庁舎1階  
福島県商工労働部 経営金融課分室

### 4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

#### (1) 配布期間

公告の日から令和8年3月10日（火）午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### (2) 配布場所

上記3の（2）に掲げる場所に同じ。

#### (3) その他

郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、320円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封して、上記3の（2）に掲げる場所まで請求すること。

なお、福島県庁ホームページにおいてもダウンロード可能である。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/nyuusatu-kouji.html>

### 5 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 日時

令和8年3月19日（木） 16時00分

(2) 場所

福島県福島市杉妻町2番16号 西庁舎3階 316会議室

(3) 郵送により入札をする場合は、入札説明書に記載のある方法による。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札説明書による。

(2) 契約保証金

入札説明書による。

7 入札の無効

上記2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 入札方法

入札書は、所定の入札書に必要とする事項を記載し、上記5に掲げる日時及び場所において提出しなければならない。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額(課税と非課税が混在している場合は、課税部分の100分の10相当)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税と非課税が混在している場合は、課税部分のみ110分の100相当)を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次の示すところに照会すること。

問い合わせ先(福島県商工労働部経営金融課分室)

電話 024-521-8644(直通)